

日 時：令和6年5月8日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、高村委員、
小笠原委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、澤田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、梶田委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長にお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから、第282回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題1「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本年3月27日の第278回個人情報保護委員会でお諮りしました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集結果について御説明いたします。

改正案につきましては、資料1-2、資料1-3としてお配りさせていただいております。今回の改正案は、番号法等一部改正法が本年5月27日より施行されることに伴い、個人情報保護委員会が所管する規則及び告示について所要の改正を行ったものです。これらの改正案について、資料1-1に記載のとおり、3月27日から4月26日までの間、意見募集を行いました。御意見は寄せられませんでした。そのため、パブリックコメントを踏まえた、改正案の修正は行っておりません。

改正案について御決定いただけましたら、番号法等一部改正法が施行されます令和6年5月27日に公布・施行させていただきたいと思っております。

御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があれば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見等がないようでございますので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資

料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これも御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（案）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1と同様に本年3月27日の第278回個人情報保護委員会でお諮りいたしました、番号法等一部改正法の施行による番号法の施行等に伴う、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（案）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果につきまして御説明いたします。

告示案は資料2-2、資料2-3としてお配りしておりますところ、意見募集を踏まえた修正は行っておりません。これらの告示案につきまして、資料2-1に記載のとおり、3月27日から4月26日までの間、意見募集を行い、延べ6件の御意見が寄せられました。そのうち2件は、本告示案とは関係がないと考えられる御意見でした。

本告示案に対する御意見4件につきましては、資料2-1別紙の表を御覧ください。番号1の御意見は、本告示案の方向性に御賛同いただいた上で、特定個人情報の漏えいを防止するための方策について、小規模事業者の実情を踏まえた御意見を頂いたものであり、本意見募集の対象外の御意見と考えられるものの、御意見として承る旨を御説明しております。

番号2の御意見は、資料2-3の4ページ目から10ページ目の「第2 用語の定義等」について、番号法等一部改正法により、新たに追加された番号法上の用語の名称に込められた意図について、本ガイドラインにおいて解説することを御提案いただいたものです。こちらの御意見に対する考え方といたしましては、今回の改正で追加された「第2 用語の定義等」の表の「定義等」については、基本的に番号法等一部改正法により、新たに追加された用語の番号法上の定義を引用したものであり、新たな解釈を追加するものではないこと、また、番号法の所管はデジタル庁であるため、現状においては本ガイドラインにおいて用語の名称に込められた意図について御説明することは困難である旨を御説明した上で、本ガイドラインの内容をより一層充実させるべきであるとの趣旨の御意見として承る旨を御説明しております。

番号3の御意見は、資料2-2の9ページ目から10ページ目及び資料2-3の17ページ目から19ページ目の双方又はいずれかの第4-2-(1) 1Bについて、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託に当たり、委託契約に盛り込まなければならないとしている規定のうち、「事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止」の趣旨を明確化するため、

これに「委託する業務の遂行に必要な範囲を超える」との文言を追加した点につき、委託する業務の遂行に必要な範囲とはどのような事務等を想定したものなのか、例示が欲しい旨の御意見を頂いたものです。こちらの御意見に対する考え方といたしましては、本告示案において文言を追加した趣旨が記載の趣旨の明確化であることを御説明した上で、委託する業務の遂行のために、事業所内から特定個人情報の持ち出しが必要になる場合の例として、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託において、当該委託業務の遂行に当たり、当該特定個人情報が記録された記録媒体を運搬することが必要不可欠となる場合等が考えられる旨を御説明しております。

番号4の御意見は、資料2-2の7ページ目から8ページ目の第4-1-(1) 1A bの「およそ従業員等を有する全ての事業者が、個人番号関係事務実施者として、個人番号関係事務において個人番号を取り扱うこととなる。」との記載部分について、従業者が事業者個人番号を提出することが必要となる制度をやめるべきであり、本ガイドラインの記載も改めるべきであるとの趣旨の御意見を頂いたものであり、当該制度変更及びそれを前提とした本ガイドラインの記載の変更についての御意見は、本意見募集の対象外であると考えられることを御説明した上で、当該記載は本告示案において新たに追加した内容ではない旨を御説明しております。

寄せられた御意見についての御説明は以上となります。

改正案について御決定いただけましたら、番号法等一部改正法が施行される令和6年5月27日に公布・施行させていただきたいと思っております。

御説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。これもよろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これも御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○藤原委員長 それでは、議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会といたします。